

【重要事項説明書】

「地域密着型介護老人福祉施設清滝の郷の入所ご案内」
(介護老人福祉施設 ユニット型)
(令和 7 年 3 月 1 日)

1.施設の概要

(1)施設名称等

- ・施設名 地域密着型介護老人福祉施設 清滝の郷
- ・開設年月日 令和 5 年 2 月 1 日
- ・所在地 福岡県古賀市薦野 1413 番 6
- ・電話番号 (092)946-3778
- ・FAX 番号 (092)946-3775
- ・管理者名 XXXXXXXXXX
- ・介護保険事業所 (4093600106 号)
- ・サービス種類 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(2)目的

第 1 条 この規定は、社会福祉法人瀧仙が設置運営する地域密着型介護老人福祉施設清滝の郷（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条第 1 項第 2 号の措置に係る者又は介護保健法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。

運営方針

介護老人福祉施設は、「介護が必要になっても、その人らしい毎日を」「施設に入っても、自宅にいたときと同じような暮らしを」そうした利用者様、ご家族の願いを、施設職員が新しいケアの手法で実現していく、ユニットケアシステムを導入していくことで、利用者様の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持、向上を目指すケアを行っていきます。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

尚、提供するサービスの第三者評価は実施致しておりません。

(3)施設の職員体制（基準人員）

- ・管理者 1 名
- ・医師 1 名以上（非常勤）
- ・看護職員 2 名以上
- ・介護職員 14 名以上
- ・生活相談員 1 名以上
- ・機能回復訓練士 1 名以上（兼任）
- ・介護支援専門員 1 名以上
- ・（管理）栄養士 1 名以上

・その他

夜間につきましては、2ユニット介護職員1名となっております。

(4)入所定員等

- ・定員：29名
- ・個室：29室

2.サービス内容

- ①ケアプランの作成
- ②食事（朝食8時15分・昼食12時00分・夕食18時00分）
- ③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特殊浴槽で対応）
週に2回以上。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- ④介護
- ⑤相談援助サービス(退所時の支援相談も行います)
- ⑥行政手続代行
- ⑦理美容サービス
- ⑧その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。詳しくは、ご相談ください。

3.利用料金

(1)基本料金

① 施設利用料

介護保険制度では、要介護認定区分により利用料が異なり、また介護保険制度の改正による変動もあります。以下は1日あたりの自己負担分です。

古賀市は地域区分が7級地です。(1単位当たりの単価：10.14円)

(施設サービス費・夜間職員配置加算Ⅱ1・栄養マネジメント強化体制加算・看護体制加算(I1)(Ⅱ1)・日常生活継続加算(Ⅱ)を含みます。)

*クリーニング代(衣類等)・おむつ代も施設サービス費に含まれます。

*初期加算：入所日から起算して、30日間に限り1日あたり30単位加算されます。

*科学的介護推進体制加算(I)：1ヵ月あたり40単位加算されます。

*協力医療機関連携加算(I)：1ヵ月あたり100単位加算されます。

施設サービス費 1日：820円から1,109円

- ・要介護1： 820円 (1,640円 / 2,460円)
- ・要介護2： 891円 (1,782円 / 2,673円)
- ・要介護3： 966円 (1,932円 / 2,898円)
- ・要介護4： 1,039円 (2,078円 / 3,117円)
- ・要介護5： 1,109円 (2,218円 / 3,327円)

※(/)内は2/3割負担の金額です

※今後、施設の体制や配置、取り組みにより上記以外の加算を算定できる状況になった場合は速やかにご連絡いたします。

② 介護職員処遇改善加算 I

- ・令和 6 年 6 月 1 日より、介護職員処遇改善加算 I を算定します。
所定単位数に 14.0%を乗じて加算されます。

③ 居住費 2,066 円／日

在籍中は外泊の有無にかかわらず算定されます。

(但し、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払い頂く居住費の上限となります。)別紙入所料金表に居住費を掲載しています。

尚、居室料につきましては、外泊期間が長期になる場合、7 日目から 1 日当たり 700 円徴収いたします。

食費 1,445 円／日

医師の判断により、3 食とも絶食された場合には食費の徴収は致しません。尚、食費は 1 日あたりの料金となっており、1 食毎の料金は下記の通りですが、介護負担限度額の認定を受けている場合は認定証に記載されている額が 1 日にお支払い頂く食費の上限となります。

朝食 ¥407 昼食 ¥524 夕食 ¥514

④ 療養食加算 6 円(12 円)／1 食

医師の判断により病状に応じて、経口からの摂取や療養食を提供します。又、誤嚥等がある方には食形態等の配慮を行います。その際、上記料金が加算されます。

⑤ 安全対策体制加算 20 円(40 円)／入所時に 1 回

外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されている事で上記料金が加算されます。

(2)その他の料金

- ① レクリエーション代 (クラブ活動希望者によるフラワーアレンジメント材料費等)・・・実費
- ② 理美容代・・・実費
- ③ 電気代 (電気毛布：10 円／日・テレビ：50 円／日等)
電子機器を持ち込まれる場合は前もって必ずご相談下さい。

(3)支払い方法

- ・毎月 10 日までに、前月分の利用料が算出されますので、当月末日までにお支払い下さい。

- ・ お支払い方法は、現金・銀行振込・自動引落（福岡銀行指定）のいずれかをお願いしております。
- ・ 現金でお支払いされる方は、日曜・祝日を除くAM8時30～PM16時30分までに1階事務所までお願い致します。その際、領収書を発行致しますが、再発行はできません。

4.協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。したがって、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応出来る様になっています。

- ・ 嘱託医
 - ・ 名称 [REDACTED] 病院
 - ・ 住所 [REDACTED]
- ・ 協力医療機関
 - ・ 名称 [REDACTED] 病院
 - ・ 住所 [REDACTED]
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名称 [REDACTED] 歯科医院
 - ・ 住所 [REDACTED]

当施設での対応が困難な状態に、又は専門的な対応が必要となった場合には、責任をもって適切な機関を紹介しますのでご安心下さい。

5.施設利用に当たっての留意事項・禁止事項

【パワーハラスメント対策】

利用者・家族等にあつては、職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）、職員に対する精神的暴力行為（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける行為）などは禁止します。

【セクシャルハラスメント対策】

職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け好意的態度の要求等、性的ないやらがせ行為）を禁止します。

【サービス契約の終了】

利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力または、セクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じるおそれのある場合であつて、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供する事が著しく困難になった時、サービス契約を解除することが出来ます。

【禁止事項】

当施設では、多くの方に安心して日常生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、一切の政治活動」等、迷惑のかかる行為を禁止します。

面会：午前 8:30 から午後 8:00 迄、面会時は、1F 事務所・2F・3F のサービステーションにある面会表にご記入下さい。

外出・外泊：

外出・外泊届を記入し、ご家族が責任をもってご同行ください。

飲酒・飲食・喫煙：

施設内での飲酒、及び決められた場所以外での喫煙を禁止します。

食品の持ち込みについては、個人で楽しめる範囲の量、及び面会者の前で食べて頂くようお願いいたします。又、事故防止の観点から他の入居者様へお配りするのはご遠慮下さい。入居者様の中には食事療法が必要な方や誤嚥を起こしやすい方などもおられますのでご協力をお願い致します。

又、持ち込まれた食品を居室に置かれますと、誤嚥事故の原因にも繋がりますので、食べきれない食品につきましては職員の方で保管させていただきます、尚、期限切れの食品につきましては衛生管理上当施設で処分させていただきます。

所持品等の持ち込み：

テレビ・冷蔵庫の持ち込みは、事前にご相談下さい。

外泊時等の施設外での受診：

外泊時の受診は、受診前に必ず当施設にご連絡下さい。

6.災害対策

当施設では、非常災害対策に備える為、防災及び避難訓練に関する計画を作成し、年 2 回(夜間想定含む)以上の避難、その他必要な研修及び訓練等を実施しています。

又、平常時の対応(必要品の備蓄など)、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する事業継続計画を策定しています

- ・ 防火設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報装置
- ・ 消防計画 消防署へ届出済み
- ・ 避難訓練 年 2 回

7.感染症等対策

当施設では、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止の為の対策委員の開催及び感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止の為の研修及び訓練を実施しています。

又、平常時からの備え(備蓄品の確保など)、初動対応、感染拡大防止体の確立に関する事業継続計画を策定しています。

8.虐待防止・不適切ケア防止の対応

当施設では、虐待または虐待が疑われる不適切ケアの防止の為の対策を検討する委員会開催及び虐待防止の為の研修を定期的実施しています(身体拘束等不適切ケア防止の為の対応も同様)。

又、万一虐待及び虐待が疑われる事案が発生した場合には、施設長を責任者として速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認を行います。当施設では、緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は行いません。

9. 苦情及び相談窓口

当施設では、施設内に苦情受付窓口を設置しております。

○苦情受付担当者

施設長

介護主任

TEL 092-946-3778

fax 092-946-3775

○第三者委員

当施設では、以下の方を第三者委員に選任し、サービスに対するご意見などをいただいています。

苦情やご意見は「第三者委員」に相談することができます

TEL 0947-

TEL 090-

なお、下記のとおり古賀市や国保連合会でも苦情受付を行っております。
(苦情受付連絡先)

○古賀市役所健康介護課 介護保険係

TEL (092) 942-1144

fax (092) 942-1154

○第1地域包括支援センター

TEL (092) 410-1355

fax (092) 410-1577

第2地域包括支援センター

TEL (092) 410-7331

fax (092) 410-7370

第3地域包括支援センター

TEL (092) 692-5541

fax (092) 692-5520

○福岡県国保連合会

TEL (092) 642-7800

fax (092) 642-7852

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

11. 預り金規定について

利用者が所有する金品等は、ご家族又は利用者自らが管理することが原則であるが、ご家族又は利用者の希望により施設管理とする場合、保管責任者のもと善良な保管を行うものとします。

当施設では、入所中における利用料とは別途に体調不良による病院受診に係る診察料、お薬代、又、理美容代などが個人負担となっております。これらのお金を管理する上では①その度、ご家族様にて精算頂く。

- ⑥ その事を見越して、施設に預り金として管理してもらい③利用者様の個人通帳を作って頂き、ご家族様より通帳に補充を行って頂く。
- ② 及び③につきましては、毎月の利用料請求書発行時に「預り金出納帳」を発行してお知らせし、相互に確認を取ることとします。
- 尚、各種出金の領収書につきましては施設にて保管し、必要があればいつでも開示できますのでお申し付け下さい。
- ③の通帳管理の場合は福岡銀行のみとなりますのでご理解下さい。
- いずれの場合もご利用様のご都合によりますので、解らない点やご希望などございましたら何なりとご相談下さい。

地域密着型介護老人福祉施設 清滝の郷 重要事項説明について説明を致しました。

説明者職名

氏名

㊞

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、入所サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者名	㊞
住所	
電話番号	

代理人名	㊞
住所	
電話番号	
続柄	

※成年後見人制度をご利用されている方は、いずれかに○を付けて下さい。
(後見人 保佐人 補助人)